

アジアヘッドクォーター特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年7月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (5.0 + 4.0) / 2 = 4.5

A

正：平成25年3月末までに計画が認定された地区／準：平成25年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗(下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1	多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	A
B(4点)	2	その他多国籍企業の誘致数	代替指標
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

代替指標に基づく進捗度(当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	2-1	外国企業による支援依頼の受領件数	A
B(4点)	2-2	外国企業からの相談件数	A
C(3点)	2-3	都市開発プロジェクトの件数	A
D(2点)	2-4	外国人のビジネス・生活環境施設の整備	A
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)

進捗	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

評価指標毎の進捗の評価の平均値 (5 × 2 + 4 × 0 + 3 × 0 + 2 × 0 + 1 × 0) / 2 = 5.0

①... 5.0

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数」については、民間企業と連携しながら特区への誘致を戦略的に進めるとともに、国内外のセミナーやアジアヘッドクォーター特区ウェブサイト等を活用した積極的な情報発信を行い、誘致活動を実施している。企業が投資決定を行うまでのプロセスを考慮して、目標値を設定したこと、当初の目標を上回るペースで実績が現れ始めたことは評価できる。
- ・「外国企業による支援依頼の受領件数」について、ターゲットを絞り込んだ上で誘致活動行っている点は評価できる。
- ・「外国企業からの相談件数」について、ワンストップサービスは本特区で期待されている取組みであり、また、目標を大幅に上回る実績もあげており、事業への期待・評価の大きさがうかがえる。
- ・「都市開発プロジェクトの件数」について、今後の開発予定を考慮して目標値を設定したことは適切であり、ほぼ目標通りの実績をあげているが、都市開発事業15件については規模設定等が必要ではないだろうか。
- ・「外国人のビジネス・生活環境施設の整備」については、環境施設の規定や具体的な支援策との関係性を説明することが必要である。

考慮事項から、目標設定の考え方等が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... +0.6

i) の評価 ①+②(注:上限を5.0とする)

5.0

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。
(例)評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3) \div 4 = 2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評価)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数	B
B(4点)	2	その他多国籍企業の誘致数	B
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・「多国籍企業のアジア統括拠点及び研究開発拠点の誘致数」については、誘致拠点企業の業種、国籍の分類及び誘致決定要因についての考察を提示することはできないだろうか。目標は達成されており、今後も計画的に誘致活動を実施することが望まれる。
- ・「外国企業による支援依頼の受領件数」について、取組みの方向性は的確であり、今後も計画的な誘致活動により、順調に増加することが期待される。
- ・「外国企業からの相談件数」について、取組みの方向性は的確であり、海外のイベントで積極的にアピールしている点も評価できる。
- ・「都市開発プロジェクトの件数」について、防災備蓄倉庫や帰宅困難者受け入れ施設、国際医療施設等入居企業のBCPを確保するとともに、ビジネス支援機能を有したオフィスビルや防災対応を意識したインフラ整備を進めている点は評価できる。今後、都市開発事業を支援するための総合的な指針が必要と思われる。
- ・「外国人のビジネス・生活環境施設の整備」については、医療支援の面では具体的な成果が出始めており、今後は教育の面でも効果が現れることを期待する。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 2 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 2 = 4.0$$

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値 (2.8+4.0)/2=3.4

C

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

●国際会議等参加旅客不定期航路事業

(概要)

- ・国際会議参加者等の運送に関して、旅客不定期航路事業者による二地点間の乗合旅客の運送が可能になった。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

- ・目標達成に向けて、引き続き取組みを推進されたい。

●外国企業進出促進支援事業

(概要)

- ・都が認定する外国企業に就労予定の外国人に係る在留資格認定証明書交付申請について、審査の迅速化と提出資料の簡素化が図られた。

(規制所管府省(法務省)の評価)

- ・活用実績がないことから評価困難。

[■国との協議の結果、全国展開された措置を活用した事業の実績及び評価]

●ビジネスジェットの使用手続簡略化

(概要)

- ・羽田空港のビジネスジェット駐機可能期間が7日から10日までに緩和された。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●非常用発電機による住戸内電源供給

(概要)

- ・国と地方の協議の結果、非常時(系統停電時等)において、集合住宅の各住戸に対して、通常の電力会社からの電力供給に代えて、建物内の非常用発電機から電力を供給することは現行法令等で対応可能と確認された。

(専門家所見(主なもの))

- ・規制の特例措置について、活用実績はないが検討が進められており、今後の活用が期待される。

3.3

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・実績が少ないことについては、規制が制約要因になっているためとも考えられ、特区における規制の弾力化が期待される。

2.3

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

(3.3+2.3)/2=2.8

2.8

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・一定の検討は行われているが、一層の取組みを期待したい。

4.0

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

特になし

IV 総合評価(I～III)

(4.5+3.4)/2+0.43=4.4

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・自律性の高いプロジェクトが多く、高く評価できる。
- ・海外企業誘致の実績が、誘致数でも提供するインフラやサービスの内容でも目標を若干上回るペースで出現し始めている。今後は専門サービスや教育環境のさらなる充実が期待される。
- ・アジアヘッドクォーターとしての活動ビジョンをより明確に打ち出すことが望ましい。

このため、I及びIIの平均値(3.95)に上記所見を加味(+0.43)し、総合評価結果をB(4.4)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。